

陳 情	受 理 番 号	117	受 理 年 月 日	令和元年 11 月 27 日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	特別支援学校等への児童・生徒の通学支援について（陳情）					

件名：特別支援学校等への児童・生徒の通学支援について（陳情）

【陳情の趣旨】

現在、那覇市における障がいを持つ児童・生徒の特別支援学校等への通学については、通学バスを利用するか、もしくは保護者である親の責任において行うことになっています。

しかしながら障がいのある子どもの身体状況や親の就労等の事情により、学校への通学手段の確保が困難な世帯が顕在化しています。

この通学支援の課題は、障がいのある児童・生徒が学校までの移動の可否によって、教育を受ける権利や住み慣れた地域で安心して生活できる権利が奪われていけませんし、こうした事情から親元から引き離された生活を余儀なくされることがあってもなりません。まさに早急に着手すべき福祉課題となっています。

障がい福祉サービスの中では、「障害者総合福祉法第 77 条の 8」の地域生活支援事業において「移動支援事業」が定められており、市町村が要綱の中で通学を対象とすれば「移動支援事業」において通学支援を行うことができるようになっています。しかし現行では通学が認められていないため、ファミリーサポートセンター事業やボランティア活動等のインフォーマルな地域資源で支えているところが実情としてあります。ボランティア活動では、毎日の通学支援の確保が不確実となり、安定的な通学確保が難しい状況にあります。よって下記の件について、公的な制度として実現して頂きますよう陳情いたします。

【陳情の内容】

- 1、障がい児を持つ世帯に対し移動支援事業において通学支援への利用について、同事業の制度拡充をお願いします。

障害者総合福祉法第 77 条の 8 で地域生活支援事業における移動支援事業の中で、「通学支援」も対象とし、親の就労や子育て等で通学支援が行えない場合には、居宅介護事業所からガイドヘルパーが派遣され、安定的な通学の確保ができるようお願いします。

- 2、通学支援が必要な障がいを持つ児童・生徒に対する那覇市独自の通学支援制度の創設・検討をお願いします。

専門技術を有する人材と福祉車両を有している放課後等デイサービスや福祉タクシーなど、さまざまな社会資源を活用した新たな通学支援の仕組みの検討を併せてお願いします。

- 3、『沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例』の第 3 条（基本理念）並びに第 12 条（教育における機会の付与）及び第 27 条（教育の充実）に基づいて、中核市である那覇市が上記課題に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。そのことが沖縄県全体の地域共生社会の実現に繋がることを切に願います。